

農林水産委員會議録 第五十号

昭和三十年七月二十九日(金曜日)

午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事 安藤 覺君 理事 白濱 仁吉君

理事 松浦 東介君 理事 鈴木 善幸君

理事 中馬 辰猪君 理事 足鹿 覺君

理事 稻富 稜人君

五十嵐吉藏君 井出 太郎君

伊東 岩男君 石坂 繁君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

丹羽 兵助君 原 捨思君

本名 武君 足立 篤郎君

川村善八郎君 助川 良平君

田口長治郎君 平野 三郎君

松野 頼三君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 井谷 正吉君

石田 省全君 芳賀 貢君

伊瀬幸太郎君 川俣 清音君

佐竹 新市君 中村 時雄君

日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君

農林事務官 (農地局長) 渡部 伍良君

食糧庁長官 清井 正君

林野庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

大蔵事務官(国税庁直税部長) 村山 達雄君

農林技官(農地局建設部長) 大塚 常治君

農林事務官(食糧庁業務第一部長) 大口 駿一君

農林事務官(食糧庁業務第二部長) 岩隈 博君

専門員

岩隈 博君

七月二十九日

委員石田省全君辭任につき、その補欠として小川豊明君が議長の名で委員に選任された。

七月二十八日

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外三名提出、衆法第七三三号)中央卸売市場法の一部を改正する法律案(田中啓一君外六名提出、参法第二八号)(予)

同月二十九日

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(芳賀貢君外三十八名提出、衆法第七六六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小豆の取引及びその価格安定措置等について参考人の出頭要求に関する件

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(綱島正興君外七名提出、衆法第六八八号)

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外三名提出、衆法第七三三号)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(芳賀貢君外三十八名提出、衆法第七六六号)

農業課税に関する件

主要農産物の検査規格の改正に関する件

○綱島委員長 これより會議を開きます。

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。まず本案の趣旨について提案者の説明を求めます。川俣清音君。

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案
北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第一項中「農林大臣は、北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害によりその区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づき救助が行われたものに対して、」を「農林大臣は、昭和二十九年四月一日以降発生した災害(以下「災害」という。)によりその区域内に被害を生じた地方公共団体に對して、」を、「同項第一号中「その市町村が、」を「その地方公共団体が、」に、「その災害」を「災害」に、同

項第二号中「その市町村が、その災害による被害者の住宅又は政令で定める農林漁業用施設を」を「その地方公共団体が、災害による被害者の住宅その他の施設」に改める。

第二項中「前項」を「前各項」に、「昭和三十一年四月一日」を「昭和三十三年十月一日」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 農林大臣は、風害木等を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、二年以内の延納の特約をすることとする。

一 地方公共団体が、公用又は公共用の施設及び公共住宅の建設の用に供するため、風害木等の売払を受けようとするとき。

二 地方公共団体が、農林漁業用共同施設及び中小企業用共同施設の建設資材としてその需要者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売払を受けようとするとき。

3 農林大臣は、北海道及びその区域内の地方公共団体に對し風害木等を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、第一号の場合にあつては二年以内、第二号の場合にあつては一年以内の延納の特約をすることとする。

一 北海道又はその区域内の地方公共団体が、農林漁業用施設及び中小企業用施設の建設資材としてその需要者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売払を受けようとするとき。

二 北海道又はその区域内の地方公共団体が、住宅金融公庫の融資に基く住宅及び一般庶民住宅を建設しようとする者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売払を受けようとするとき。

4 農林大臣は、日本住宅公団が住宅の建設の用に供するため風害木等の売払を受けようとするときは、日本住宅公団に對して、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、二年以内の延納の特約をすることとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 本則第一項から第三項までの各号の一に該当する場合において農林大臣がこの法律の施行前にこれらの項の地方公共団体と締結した風害木等の売払の契約(改正前のこの法律の規定に基いて締結した契約を除く。)でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものと

し、及びその延納期間をその契約締結の日からそれぞれ当該各項に定めた期間の範囲内で延長することができ。

○川俣委員 たいだいま提案となりまして北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によりまして北海道に生じた国有林野の未曾有の風害木の処理につきましては、おおよそ二十九年年度以降三カ年に整理する計画に基きまして、その生産は比較的順調に進捗しておりますが、その消化につきましてはすこぶる低調でありますので、その需要面を喚起する意味から風害木の使用につきましては、一般災害復旧、公共施設等の用途にも広く充當して風害木等の緊急処理の円滑をはかる必要があり、このためその買い受け機関としての地方公共団体等に対しては風害木等の売り払いについて代金の延納期間等の特例を認めんとするものであります。

これは昨年十二月成立を見ました北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正しまして、その用途面を拡大いたしまして風害木等の総合的な処理の完備を期する目的をもって本法改正を提出する次第であります。

次に本法改正案の内容の要旨を御説明申し上げます。まず現行法が風害木等の売り払いを受けるものの資格として、北海道における災害救助法に基き救助が行われたものに限定していること、及び買受機関が市町村としている

ことに對しまして、改正案におきましては北海道内地を含め、かつ災害救助法の適用以外の災害を受けたもの及び一部一般施設にまで拡大していること、及び買受機関につきましては都道府県及びその地方公共団体並びに日本住宅公団に範圍を拡大したことであり。

なおこれが適用の期限は風害木の処理が搬出路の關係で一部三十二年度にまたがって生産されるものに對処してさらに一年半の延長を行わんとするものであります。

以上が本改正案の提出の理由並びに内容の概要でございます。

御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○綱島委員長 これより質疑に入りませう。御質疑はございませんか。――なければこの際、井出委員より、本案に対する修正案が提出いたされております。趣旨説明を求めます。井出一太郎君。

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則中第一項の改正規定を除く部分中「同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。」を「同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。」に改め、第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第二項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 農林大臣がこの法律施行前に締結した風害木等の売却の契約（都道府県の区域内で風害木等を引き渡すことを条件とするものに限る。）でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約を変更して、その延納期限を三箇月以内延長することができる。

○井出委員 たいだいま提案者代表川俣委員より提案理由の御説明がありましたが、私はここに本案に對しまして修正案を提出いたすものでございます。

案文はただいまお手元へ配付申し上げます。案文はただいまお手元へ配付申し上げます。案文はただいまお手元へ配付申し上げます。

本修正案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。第一点は本文第三項を削除することであり、地方公共団体が公共用災害復旧用等以外の個人または一般業者の施設資材に對してまでその代金支払いの責任を負うことにつきましては、地方公共団体の性格等にかんがみまして、別途立法措置を講ずることがより適切と考えられますので、次期国会においてこれが立法化を考慮することにしたし、従いましてこの際は同項を削除することでありませう。

第二点は附則第三項を新たに加えることでありませう。都府県への風害木の国による直轄輸送、販売木材の円滑なる流通を促進することによりまして、間接ではあります、風害木に對する需要を喚起いたそうとするものであります。

以上修正案の趣旨についての御説明を終ります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○綱島委員長 たいだいま井出委員より提出されまして修正案について質疑その他御意見がありましたら、この際これを許します。

○川俣委員 提案者を代表いたしましたし、修正案について賛成いたします。

○綱島委員長 御質疑はありませんか。御質疑がなければ、これより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論はございませんか。

○討論なし（と呼ぶ者あり）

○綱島委員長 討論もなければ、引き続いて採決をいたします。

○綱島委員長 採決をいたします。賛成の方の起立を求めます。

（総員起立）

○綱島委員長 起立議員。よって本案は修正案のごとく修正すべきものと決定いたしました。（拍手）

なお本案に関する報告書の作成は委員長に御一任願いたいと思ひます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○綱島委員長 御異議がなければそのように取り計らいます。

この一点だけ伺ひます。生産者価格となつていますが、一体幾らで売られるのですか。

○大口説明員 政府の売り渡します価格は、法律に書いてあるのでございませうけれども、二十九年産の保有米を流失したことによって飯用米に不足を来たした農家に売る場合は、二十九年産米の生産者価格であるところの玄米三等一石当り九百二十円。それから水害を原因としたしまして本年秋の米が減収になりまして、そのために明年までの飯用米に不足を来たす農家に売り渡す価格は、本年の政府買い上げ価格でありますところの玄米の三等一石当り九百七十五円というものを基礎として、農林大臣が定める価格で売り渡すことを考えておるわけであります。外米、麦類等はおおむねその水準で考えております。

○足立委員 そうしますと、現在生育しつつある水稲が今度の水害で被害を受けた。それで期待される米がとれなくて減収になつて、農家の生活に著しい影響を及ぼして、この法律の適用を受けて、安売りを受ける場合には、三十年産米の価格ということになるのですか。

○大口説明員 その通りであります。その場合に売り渡す価格は、三十年産米の政府買い入れ価格と同様価格、九千七百五十五円ということになるわけでありませう。

○足立委員 そういたしますと、今あなたがおっしゃったように、二十九年にとれた米を保有しておつて、これが今度の水害で流失、埋没等によつて農家が食糧がなくなつて困つた場合だけ

問わず全会一致での共同提案であるといふことでもございまして、善処いたしたいと思ひます。

○綱島委員長 ほかには御質疑はございませぬか。御質疑がなければこれより討論に入ります。討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 討論がなければこれより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○綱島委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○綱島委員長 次に足立委員より発言を求められておりますからこれを許します。足立委員。

○足立委員 私はこの際各派の御了承と御賛成を得まして、主要農産物の検査規格の改正に関する決議案を動議として提出いたしたいと存じます。

まず決議案の案文を朗読いたします。

主要農産物の検査規格の改正に関する件(案)

主要農産物の検査等級は出廻りの実態に即せず政府買上げ価格の実質的引下げとなつてゐる実情に鑑み、政府は、昭和三十年産米より適用するため速かに検査規格を整理改正し、もつて生産農民の実質所得を保障す

る措置を講ずべきである。
右決議する。

案文は以上朗読した通りでございます。また本決議案の趣旨につきましては、決議案の内容において明確になつておる通りでございますが、最近の主要農産物の検査の実態を見ますに、検査等級の低位のものが非常に多く、一等、二等というよりな等級のものはほとんど出回つておりません。過去五年間における統計を見ましても、一等級のものには毎年ほとんど〇%でございまして、二等級が米についてもわずかに二%程度で、四等級以下のものが過半数を占めるといふ実情にございまして。私も地元の関係で各町村について調査してみましたけれども、はなはだしい村におきましては九五%あるいは九三%といふものが四等あるいは五等になつております。これは昔と比べて一般的に品質が落ちたといふことがあるいは言えるかもしれませんが、この等級と価格の問題が表裏不可分の関係にあることは申すまでもないのであります。政府は三等米を基準にして米価を決定しておきながら、検査規格があまりにも嚴重であるがために、実質的には農民所得の引き下げになつておるといふことは見のがせない事実でございます。この検査規格の関係から不測の損害をこうむつております全国の農家の損害を計算いたしますれば、おそらく莫大な金額に上るのであらうと推察いたしますのであります。特殊な災害があつた場合はいざ知らず、いやしくも平年作ないしはそれに近いときは、この年におきましては、少くとも価格の基準になつております三等米といふものがほぼ中心をなしていなければなら

ぬ。その前後に二等、一等あるいは下に四等、五等というものが傾れておりまして、大体三等米が基準になつていなければならぬにかかわらず、四等ないしは五等が全戸平均におきましても約六〇%を占めるといふことは、いかに農民がこの検査規格によつて不測の損害をこうむつてゐるかといふことが言えると思ひます。麦につきましても同様でございます。従いまして、この検査規格を出回りの実態に即するように改めていただきたいといふのが、この決議案の趣旨でございます。この決議案が幸いに満場一致可決せられました場合には、委員長におかれまして、政府に対して強力にこの措置を要請され、本文にありまします通り、この昭和三十年産米からこれを必ず適用いたしまして、調整、是正を行いますように善処されんことを委員長に對して特につけ加えてお願いをいたしまして、趣旨の弁明をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め足立委員の提案の通り本委員会の決議とすることに決定をいたします。なおこの決議の取扱ひについては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

にこの決議に関する御意見を伺つておきます。

○河野國務大臣 ただいま御決議になりました主要農産物の検査規格の改正に関する問題につきましては、特に米の検査規格の等級につきましては、御趣旨の点十分承知いたしました。ただ、私は決してここで理屈を申そうといふのではありませんけれども、御承知の通りに米の品質を保持するため現在の規格は政府といたしては設けてあり、検査を勵行しておると私は存じております。これがあつたらその規格に基準して米価を決定したといふ順序になつておりますけれども、ただいまお示しの通り、実態はあらためて申し上げませんが、四等、五等が半数以上になるようなことになつておりました、必ずしもこれが実情に沿わないことになつておりますので、先般麦の検査規格を変えたことは御承知の通りであります。諸般の点につきまして十分研究調査をいたしまして、御趣旨に沿うように三十年産米の買上げに間に合いますように、政府といたしましては善処いたしますように努力いたしますことを申し上げておきたいと思ひます。

○石田(膏)委員 ただいま大臣は善処すると言われましたが、先般の三十年産米に対する検査規格の整理改正は行わないという達しが出ておるはずであります。その点一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○河野國務大臣 政府は改正をする意向を持たずに今日まで参つたのであります。しかし本委員会においてこゝう御決議がありましたので、そこで私といたしましては、ただいま申し上げ

たように善処いたします。その通達はお出しなされたか、ちよつと取り調べなければわかりませんが、御了承申し上げた通りいたしますから御了承願ひます。

○石田(膏)委員 検査のことは、規格の整理改正ということになると、等級の問題になる。それから実際の検査になりますと、規格そのものは動かさな

いが、標準米のとり方は年々変えておられるのです。ですからこの点は、規格そのものは整理改正しなくても、その年の産米の実情に応じて、その年の産米の大部分が標準の三等米に該当するようにならざるを要する。この二通りの処置がある。今大臣のお考えになつておられるのは、どつちの方で善処するといふことですか。

○河野國務大臣 そういふお尋ねならば、両方だと申し上げるわけでありませんが、問題は配給価格の方を据え置きにいたしまして、買上価格を先般決定いたしましたようにいたしまして、その差額が先般一応申し上げたような推定になるわけでございます。それをこゝで今委員会の御決議通りに考えますれば、たとえば現在の一等、二等を一等とし、以下三等を二等とし、四等を三等とするといふことにいたしますれば、食糧会計が相当にまた困難な実情になるということになりますので、それで諸般の情勢を十分勘案いたしまして、善処いたしたいと思ひますから、しばらく一つおまかせおきを願ひたいと思ひます。

○足立委員 私は提案者ですからあえて質問しないつもりだったのでありますが、今の大任のお話を聞きますと、ちよつと

ど大蔵省の答弁のような感じがして、語るに落ちたような気がするのです。これは実は見のがせない問題なんです。農林大臣自身が、今年の米価の實質的な価格を算定されるのに、米価を一万六千四百とされても、実際はそれよりずっと下回るのだというところをお出しになっておられるというところをみずから白状していらつしやる、これが問題なんです。この点をもう少し良心的に考えていただきたい。いろいろ技術的にむずかしい点もあると思います。私は専門家がありません。しかし一万六千四百ならば、これはいろいろ奨励金もありますが、農民が期待するものを農民に平均的に与えていただきたいということなんです。少くとも規格の改正等が技術的に非常に困難で、あるいは農林省がお考えのように品質を落したくないというお考えで、規格は規格で置くのだというならば、少くとも出回った数量の等級の平均が平均米価でなければならぬわけです。従つてそれはおそろく四等と三等の間になる、四等に近いものになる。これは何らかの、数量の平均がほんとうに平均米価で買われるのだという処置をとっていただかぬと、農民はいつもベテンにかかつているわけです。これはぜひ一つ直していただきたい。

○綱島委員長 それではこの際暫時休憩いたします。

午後二時五十一分休憩

午後六時一分開議
○綱島委員長 午前に引き続き開議を再開します。

この際お諮りをいたします。明日午後一時より小豆の取引及びその価格安定措置等に關する問題について、穀物取引所の関係者に参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めさるうに決定いたしました。なお参考人の選定につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めさるうに取り計いたします。

次にお諮りをいたします。日下本委員会において審査中の台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に關する特別措置法案、この法案は過般の本委員会の懇談会等において大体各派の御了解がありまして通期閉会中も継続してこれを審査することにしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしとすれば、その旨議長に申し出ることにいたします。

○綱島委員長 引き続き農業課税問題について質疑を行います。発言を求められておりますからこれを許します。石田委員。

○石田(青)委員 部長さんに伺います。が、本委員会におきまして、二十九年農業所得税の賦課の標準のきめ方について遺憾の点があり、これがために各地において紛争を生じておりましたために、これに対してすみやかに適切な措置を講ぜられるべしという決議が行われ、また大蔵委員会並びに参議院農林水産委員会においても同様趣旨の決議が行われたことは、部長もよく御承知のところでありまして、また政府を代表いたしまして、吉川政務次官からその旨の言明が行われたのであります。

その後これに對しまして、国税庁長官名をもつて、各地方の税務署長まで、それぞれ適切な措置を講ずべき旨の指示が行われたことは、その後の国税庁長官の報告によつて明らかでございまして、しかしながらその後の地方の実情を見ますと、少しも進展しておらない。さらに五月下旬になりました、国税庁より、各町村長を通じて納税者に対して申し立ての書式等をも付しまして、われわれの方の決議は五月の末日までという決議であつたのであります。六月十五日までを期して再審等の申し立てをすることができ旨の通知が行われたのであります。

〔委員長退席、稲富委員長代理着席〕

しかるに一面において、地方の税務職員が町村役場を回りまして、このような達しは出ておるけれども、さうな再審の申し立てを行なつても事実上何ら効力のないものであるから、かような再審の申し立て等を出さないように御手配をお願いしたいということを言つて、町村役場を回つておるのです。この事

実は部長御承知なんです、どうですか。

○村山説明員 ただいま石田委員からお話がありましたように、先般の国会の審議を通じて、二十九年の農業課税の問題について、二つの問題があつたわけでございます。一つは確定申告の当時まだ税務署と納税者の間に話し合いがつかないで、申告が出ていない人たちがあつたのであります。もう一つの問題は、すでに申告が出て、税務署ではその申告でけっこうですといつておつたが、納税者の言い分としては、それはいわば若干強制されて出されたことだ、必ずしも納得して出たのだ、だから自後の課税に対する不服を認めてもらいたい、こういう二つの問題がございまして、これにつきまして、前平田長官が、最初の問題については、できるだけ実情をよく調査して善処する、それから後の問題につきましては、これは筋としては、さういふ間違つておることがはつきりいたしません、直すにやぶさかではないけれども、まあそこまでは話ができるにたいはいろいろ経緯があるから、できるだけ納税者の方々もしんぼうでできる点はしんぼうしてほしい。しかし明らかに間違ひであるものにつきましては、申し出があればよく調べまして、さういふことも答弁いたしまして、その後その旨を税務署の方に通知いたしたわけでございます。ただいま石田委員からお話のありました、その後税務署が地方の役場を回つて、すでに申告済みになつておる分についてはなるべく出さないようにという言ひを言つたという事実があつたやにわれわれも聞いております、この点は関係国税

局並びに税務署に對して、さういふ行政の仕方はこの問題の対処の仕方としては間違つておるから、本来の筋でいくようにということを今申し立てるわけでございます。その点はわれわれも十分承知をしております、やり方について税務署が間違ひないやうにしよう、目下指導しつゝある現状でございます。

○石田(青)委員 今の御答弁であります。と、国税庁としては、決議の趣旨を体してその措置をなされたやうに聞えるのであるけれども、国税庁からの指示に従つて、それぞれ町村役場を通じて、周知徹底の手配をしていただきながら、一面において、そのやうなことをやつてもむだであるから、なるべくそれを抑えてもらいたいと言つて同るやうなことは、これは税務署が単独でやつたとは考えられない、国税庁は、表面は今申しましたやうな手配をしていただきながら、実はさういふことはなはだ困るからというので、表と裏を変えて、内面的にはそれを抑圧するやうな措置をすべきであるという指導を行なつたのではないかと疑われるのです。その点どうですか。率直に答えてもらいたい。

○村山説明員 ただいま石田委員が御懸念なさるやうなことはありませんから、どうぞさういふやうに御了承願いたいと思ひます。

○石田(青)委員 さういふ点がないとすれば、徴税上の手續やその措置は国税庁その他の機関がやられるけれども、税金を徴収するといふ行政上の事務と徴税といふものの区分があるので、すかないのですか。はなはだ不勉強でどうもはつきりわからないのですが。

ては一つ長官とも協議せられまして、早急に対策をお立て願いたい。

もう一点伺いたします。これは一度部長を訪問いたしまして話をしたことがあるのでありますが、やはり地方の税務署長はそのように解釈をしておられないようであります。たとえば今部長が言われたように、具体的な数字を出さないところの再審査の申し立て等が多いということですが、それが明瞭になって、たとえば必要経費の算出が税務署の方では非常に辛いは農業者の点について、算定がどうも無理であるというようないことがあ

る。これは事実全般的に言えることであ

ありますが、そういう点について各農家が個々に再審査の申し立てはいたしますけれども、それが数百人、数千人というものが同じ個々の申し立てをした場合においては、やはり共通の一つの問題として、税務署の算定の基礎が間違っているということができると思

うのです。そういう場合においては、

やはり共通の問題としてこれを取り扱う。また反収のごときもそういうことが言い得るのであります。もちろんこれは個々の農家ごとに相違する場合もありま

すけれども、部落ごとに違

合もありま

すけれども、部落ごとに違

合もありま

すけれども、部落ごとに違

合もありま

すけれども、部落ごとに違

合もありま

は農業協同組合なりあるいは農業委員

員会なり、あるいは農民組合というよ

うな団体がこの折衝に当ることが、解

決を促進する上において重要な点であ

ろうと考えるのでありますが、そうい

うふうな考え方と取扱い方についての

部長の所見を伺っておきたい。

○村山説明員 ただいまの最初の問題

の、税務署がなかなか当局の国税庁な

り、国税局の言うことを聞かないとい

う御指摘でございますが、われわれふ

だん行政に当っておる者としてちよつ

と信じがたい事実でありますけれど

も、せっかく御発言がございましたの

で、事実を調査いたしまして、もしそ

が、またそのつもりで現地を指導して

おりますので、われわれの受けた報告

によりまして、今納税者からの申し入

れを聞きましてそれですぐ調査に当れ

るものと、もう一つその点について

は、こういう点はどうかということ

をい

わねば再照会をして、不服の趣旨を具

体的にして、その上で再調査をやる分

と二段に分けて手配を進めておるよう

でございますので、せっかくそういう

線に従ってできるだけ急速にかつ円満

裏にこの問題を処理して参りたい、か

ように考えておりますので、一つ御了

承を願いたいと思ひます。

ろしい、いずれにしても早急解決を欲

しておるわけでありまして、そういう

うふうな課税対策協議会というふうな

ものもできておるわけでありまして、

それから、そういう団体と協議をされて、

税務署長などの中で話のわからない者

がおつて、上級官庁に反響を食わせる

というふうな不心得な者があつた場合

においては、適切な措置をされて、解

決のために助力されたいと思ひますが、

国税局の係官等が地方に出張し、そ

うしてそれぞれの段階における団体の代

表と懇談して解決を促進するという方

針について、部長はどういう御見解で

○日野委員 関連して。この期に至つ

てもうあす一日しかないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

議する時間はないのでも十分審

体としては収獲量の見方については少くともそういうことになっておりますので、御了承を願いたいと思ひます。それから、標準を絶対にくすすなというふうなもの言ひ方はしてありませんが、先般この国会の審議を通じて、間違つておる誤税は直せ、そのときに標準を改めるかどうかと言つたときにお答えしておつたと思うのでございすが、間違つたものを改めることは少しもやぶさかではない。しかし標準を改訂するといふことは——これは標準を改訂してみたいところで、また改訂した標準に問題がある。ですから、その標準に当てはまらない人について、その当てはまらない点をほつきりさせて、その分だけを直しませう、こういうふうにして上げておるわけでございます。標準がある程度平均的に計算されておりますので、すべての人について一律厳格な意味では、すべてその通りであるといふことにならないうといふことは、標準の性質上初めから予測されるわけでございます。それで例年でございますと、およそのところではしんぼうしていただくことのできるところはそれでしんぼうしていただく。同時にまたその標準では少し安目の方もあるわけでございますので、その辺もある程度のおおるというものが実情でございます。ことし特にこういう問題が出たといふことは、標準がそうであるにいたしまして、ことしはやはり相当数の人にとつて経費とかさういつたことに問題があつたのではないかと思つておるわけでございます。そういつたものにつきましては、もとより初めから標準といふものはそういう性質のものと考えております。

で、間違つた分は課税措置を直す。標準を直して見てもまた今度はほかの人に当てはまらない標準になつてくるという点で、それはそのようにお答えしておるので、標準は絶対に直さないといふのはがんで直さないといふ意味ではなく、標準といふものは初めからそういうものである、しかし間違ひは直します、こういう意味で申し上げておるわけでありませう。

○日野委員 あなたの方でそういうお氣持でそういう御指示を与えたとすれば、絶対にこれを守らうというお氣持に下僚になることは大体想像ができるのでありますが、これは申告所得税の精神から申しまして、実情をつまびらかに具申あつた場合は十分考慮すべきものである。若干の間違ひがあつても、これは標準だからというので、今言われたいように、ことしだけしんぼうして、これ、こういうふうなことが強く打ち出されて、この折衝が妥協を見えないといふのが実情であります。今若干のものが残つておりますが、先刻来言つておられますように、来年の所得の問題が問題になる時期にもなつておるので、これを一つ改めて、二十九度分の所得税のまだ未解決のものは早急にきめろ、こういう一つの指示を出し願ひたい、こう思つておるのですが、さういふお氣持はございませんか。

○村山説明員 全く今お話のように、われわれの方としてもできるだけ早く解決したいというお氣持に燃えておるわけでございます。今後さういふ方針で急速に指導して参りたい、かように考えております。

○日野委員 これはあとのことになりませう、あとの国会で、こう忙しいときでなく、じっくりと相談したいと思ふのですが、やはり課税標準がどこまでも問題になると思ふのです。そこで課税標準を作る場合に、従来は農民団体の代表として民主的な農民組合の代表等も招致して、いろいろの意見も聞いておつたのですが、いつのころからさうならなくなつたか、農協や農業委員会等の諸君は呼びますが、さうさく意見等を述べた農民組合等の代表がすっかりこの相談を受けなくなつた。さういふところについていろいろの不合理が出てゐるのです。申告所得税になつてこの相談会を持つようになつてからも相当長くなつて、税務署とそれらの農協等とが農協委員会等との間にいろいろのくされ縁がついてゐるような事情もよく例がございませう。先刻来のお話のよう、来年の標準はもつといふものを、合理的なものを作らうといふお考えがあるようでありますから、来年度の標準を作る場合には、申告所得税の趣旨に沿うようにもつと合理的な、過般のような過誤を犯さないように、できるだけ広く民主的な農民団体の代表等も入れて、一つよりよい標準を作ることを希望しておきますが、さういふ民主的な団体の代表をも入れて相談をしてみよう、さういふお考えがございませうか、どうですか。

○村山説明員 標準の作成のやり方につきまして、今後できるだけ合理的な線に持つていきたいという点は全く同感でございます。現にこの国会の審議を通じて、われわれ国務院自身も、標準の作成の技術的問題についてことしは再検討を加えてみたい、かように考えておるわけでありませう。現地でそれらの標準を作る場合に、各

面よりデータをとるといふことはもちろん必要なことであります。その場合に外部の資料としていかなる資料が適正な標準を作るのに適當であるか、さういふ問題の一端として、いろいろお話を承る方面はおのずからきまつてくるものと思ひます。これはむしろその土地々々の実情によつて、どこが一番さういふ適正なデータを持ち得る組織を持つておるか、また事実持つておるかといふことでおのずからきまつてくるわけでございます。さういふ團體はいかぬとか、どここの團體はやつぱり推薦に値するといふことをいかに国税庁から国税局ないし税務署に言うことは、一般には言うことがかえつて機械的になり、結果に妥協性を欠くおそれがありますので、差し控えておりますが、適正な資料を得られる方面に十分聞くように、さういふ線でも指導して参りたいと思ひます。

○日野委員 時間もありませんから簡単に申しますが、まず今未解決になつておるものの早急解決と、次期の合理的な標準作成のために、多少気づいたされたような感じがありますが、農民組合の代表等も今や成長しております、むづかしいことは申し上げませんが、できるだけ入れてもらいたい、さういふ注文をつけておきます。

あとのことは一つ次期の国会で十分研究、論議したいと思ひます。

○安藤(農)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十四分散会

第四十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	三	四	増進せしめることによつて	増進させることによつて
四	三	四	桶元	涌元
四	三	四	下涌別	湧別
四	三	四	大川	大川(瀬)
四	三	四	上涌	涌上
四	三	四	日本	白木
四	三	四	比浦	北浦